

さぎの宮グループホーム運営規程

(指定認知症対応型共同生活介護)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人峰栄会が設置運営する指定地域密着型サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 認知症の要介護者が家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができることを目的とする。

- ① 共に生きる
入居者の持てる能力を活かし合いながら、自活できる生活を目指す。
- ② 個別性
入居者のペースに合わせた日課やニーズに応えられる処遇を目指す。
- ③ 自尊心を保ち社会性を回復する
認知症高齢者であるが故に奪われがちな生活上の家事、買い物、農作業等を入居者の意志に基づいて行うことで自尊心を保ち社会性を回復することを目指す。
- ④ 地域に根差した施設
地域の祭り事や行事に参加したり、日々の買い物などを通して自然に地域にとけ込み地域に認知して頂ける施設を目指す。

(運営の方針)

- 第3条 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に認知症対応型共同生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
 3. 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
 4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
 5. 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。
さぎの宮グループホーム

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。
静岡県浜松市中央区小池町38番地の1

(従業者の員数及び職務内容)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一、管理者 1名
管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二、介護職員 日中、常勤換算方法で利用者3人に対して1人以上、夜間及び深夜の時間帯を通じて1名以上
介護職員は認知症対応型共同生活介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
- 三、計画作成担当者 1名

計画作成担当者は、常に利用者の状態把握を行い指定認知症対応型共同生活介護の処遇上適切な介護を行う上で指標となるよう認知症対応型共同生活介護計画として文書化するものとする。

(営業日及び営業時間)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一、営業日 年中無休
- 二、営業時間 24時間

(利用定員)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護の提供する定員は9名とする。

(指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
- 二、利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従事者以外の者による介護を受けさせてはならない。
- 三、利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従事者が共同で行うよう努める。

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

2. 認知症対応型共同生活介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
3. 利用者に対し、認知症対応型共同生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(指定認知症対応型共同生活介護の利用料)

第11条 本事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスである場合は、利用者の負担割合に応じた額とする。

2. 前項の利用料のほか、次に掲げる費用を設けるものとする。

- 一、食材料費
- 二、理美容代
- 三、おむつ代
- 四、居室利用料
- 五、光熱水費

上記一から五の費用は重要事項より説明をする。

- 六、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。
3. 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受け取る。
4. 利用料金の支払いは、口座振替、銀行口座振込み又は、現金により指定期日までにうける。

(サービスの提供記録の記載)

第12条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該認知症対応型共同生活介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第13条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2. 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情対応)

第14条 提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第15条 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行う。

(衛生管理)

第16条 指定認知症対応型共同生活介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2. 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応方法)

第17条 利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じる。

(非常災害対策)

第18条 天災その他の災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講じる。又管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2. 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第19条 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、職員への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応を講じるものとする。

ア、虐待防止に関する委員会の設置

イ、虐待防止のための指針の整備

ウ、虐待防止のための職員に対する研修

エ、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者

(その他運営についての留意事項)

第20条 従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

一、採用時研修 採用後3ヶ月以内

二、階層別研修 随時

2. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3. この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

4. 入居に際しては、その者の提示する介護保険被保険者証によって、資格等確かめるものとする。

5. 入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めるものとする。又主治医の診断書等により、認知症であることを確認する。

附則

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
この規程は、平成19年4月1日から施行する。
この規程は、平成22年11月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年7月1日から施行する。
この規程は、令和1年10月1日から施行する。
この規程は、令和3年11月1日から施行する。
この規程は、令和5年6月1日から施行する。
この規程は、令和6年1月1日から施行する。

さぎの宮グループホーム運営規程

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人峰栄会が設置運営する指定介護予防地域密着型サービスに該当する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 認知症の要支援者が家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができることを目的とする。

- ① 共に生きる
入居者の持てる能力を活かし合いながら、自活できる生活を目指す。
- ② 個別性
入居者のペースに合わせた日課やニーズに応えられる処遇を目指す。
- ③ 自尊心を保ち社会性を回復する
認知症高齢者であるが故に奪われがちな生活上の家事、買い物、農作業等を入居者の意志に基づいて行うことで自尊心を保ち社会性を回復することを目指す。
- ④ 地域に根差した施設
地域の祭り事や行事に参加したり、日々の買い物などを通して自然に地域にとけ込み地域に認知して頂ける施設を目指す。

(運営の方針)

- 第3条 本事業所において提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
 3. 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
 4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
 5. 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。
さぎの宮グループホーム

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。
静岡県浜松市中央区小池町38番地の1

(従業者の員数及び職務内容)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一、管理者 1名
管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二、介護職員 日中、常勤換算方法で利用者3人に対して1人以上、夜間及び深夜の時間帯を通じて1名以上
介護職員は介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
- 三、計画作成担当者 1名

計画作成担当者は、常に利用者の状態把握を行い指定介護予防認知症対応型共同生活介護の処遇上適切な支援を行う上で指標となるよう介護予防認知症対応型共同生活介護計画として文書化するものとする。

(営業日及び営業時間)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一、営業日 年中無休
- 二、営業時間 24時間

(利用定員)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供する定員は9名とする

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第9条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
- 二、利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従事者以外の者による支援を受けさせてはならない。
- 三、利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従事者が共同で行うよう努める。

(介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第10条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

2. 介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
3. 利用者に対し、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料)

第11条 本事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスである場合は、利用者の負担割合に応じた額とする。

2. 前項の利用料のほか、次に掲げる費用を設けるものとする。

- 一、食材料費
- 二、理美容代
- 三、おむつ代
- 四、居室利用料
- 五、光熱水費

上記一から五の費用は重要事項より説明をする。

- 六、指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。
3. 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けける。
4. 利用料金の支払いは、口座振替、銀行口座振込み又は、現金により指定期日までにうける。

(サービスの提供記録の記載)

第12条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該介護予防認知症対応型共同生活介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第13条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2. 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情対応)

第14条 提供した指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第15条 利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行う。

(衛生管理)

第16条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2. 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応方法)

第17条 利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じる。

(非常災害対応)

第18条 天災その他の災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講じる。又管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2. 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第19条 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、職員への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応を講じるものとする。

ア、虐待防止に関する委員会の設置

イ、虐待防止のための指針の整備

ウ、虐待防止のための職員に対する研修

エ、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者

(その他運営についての留意事項)

第20条 従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

一、採用時研修 採用後3ヶ月以内

二、階層別研修 随時

2. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3. この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

4. 入居に際しては、その者の提示する介護保険被保険者証によって、資格等を確認するものとする。

5. 入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めるものとする。又主治医の診断書等により、認知症であることを確認する。

附則

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
この規程は、平成19年4月1日から施行する。
この規程は、平成22年11月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年7月1日から施行する。
この規程は、令和1年10月1日から施行する。
この規程は、令和3年11月1日から施行する。
この規程は、令和5年6月1日から施行する。
この規程は、令和6年1月1日から施行する。